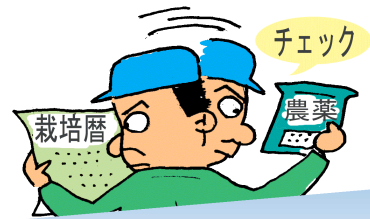


生産者の皆様へ



# 農薬使用は慎重に！

## ① 登録番号はありますか？

「農林水産省登録第〇〇号」が無い農薬は使用できません。  
(ただし、食酢などの特定農薬は除きます)

## ② 作物は間違っていますか？

記載された作物しか使えません。  
特に、混植している場合は注意してください。

## ③ 希釈倍数、使用量に間違いはありませんか？

定められた濃度や使用量は必ず守ってください。

## ④ 使用回数は超えていますか？

同じ成分を含む農薬の総使用回数も守ってください。また、育苗時の回数もカウントされますので、注意してください。

## ⑤ 散布機器は洗浄されていますか？

使用後の噴霧器、タンク及びホースは、必ず洗浄してください。



## ⑥ 散布時の飛散(ドリフト)防止対策は万全ですか？

周辺に他の作物が栽培されている場合、  
・緩衝地帯や遮へい物の設置  
・飛散(ドリフト)しにくい農薬の選択  
・ドリフト低減ノズルの利用  
などの飛散防止対策を行ってください。



農薬のラベルに記載されている使用基準は必ず守りましょう。  
使用基準違反は、法律違反であり、自らの農業経営だけでなく産地の信用を損なうなど大きな影響があることを意識して、農薬を使用するようにしてください。

# 誤った農薬の使い方をすると？



## 農薬の使用基準違反には、 罰則があります。

農薬ラベルの使用基準を守らないと、懲役または罰金の罰則が設けられています(農薬取締法)。さらに、残留基準値を超過した農産物は、生産者が公表され、回収することになります(食品衛生法等)。

## 農産物の残留基準値検査は、小売店等を 対象に定期的に行われています。

残留農薬の検査は、食品衛生法に基づき、市場、スーパーマーケット及び直売所などで実際に流通、販売されている農産物に対して行われています。



## 農薬適正使用アドバイザーになりませんか？

徳島県では、適正使用を推進する生産者の方を「農薬適正使用アドバイザー」として認定しています。詳しくは次のお問い合わせ先までお願いします。



## お問い合わせ先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1  
徳島県もうかるブランド推進課 安全安心農業担当  
電話 088-621-2411